

## 1 制定の理由

歯と口腔<sup>くう</sup>の健康づくりについて基本理念を掲げ、市、歯科医師等、教育関係者等及び市民の責務及び役割並びに市の基本的施策を定めることにより、市民の歯科口腔<sup>くう</sup>保健を生涯を通じて一貫して推進し、もって市民の全身にわたる健康を増進するために条例を制定するものです。

## 2 制定の背景

歯と口腔<sup>くう</sup>の健康は、生涯を通じて自分の歯でしっかりと噛んで食べることを可能にするだけでなく、バランスのとれた適切な食生活を送ることは肥満や糖尿病等の生活習慣病の予防へとつながるなど、全身の健康を保持増進するための重要な要素となっています。

特に幼児期のむし歯予防は子ども達の健全な成長を促し、高齢者や要介護者の口腔<sup>くう</sup>ケアは誤嚥性肺炎等の予防だけでなく、食生活の充実など生活の質を高め、元気な高齢者等を増やし、健康寿命の延伸に寄与することから「歯と口腔<sup>くう</sup>の健康づくり」は幼児期から高齢期まで一生を通じて継続的に取り組む必要があります。

国では平成23年8月に「歯科口腔<sup>くう</sup>保健の推進に関する法律」、平成24年7月には「歯科口腔<sup>くう</sup>保健の推進に関する基本的事項」が策定されています。

県では平成22年4月1日に「千葉県歯・口腔の健康づくり推進条例」、平成23年3月に「千葉県歯・口腔保健計画」が策定されています。

県内の他市町村においては、平成26年1月時点で8市3町が同様の条例を制定しています。

また、歯と口腔の健康づくりの推進については平成25年11月15日付けで流山市歯科医師会会長から流山市議会議長に「流山市歯と口腔の健康づくり推進条例（仮称）の制定を求める陳情書」（陳情第19号）が提出され平成25年第4回定例会の常任委員会において審議をいただき全員一致で採択されました。